契約変更理由書

神戸市

工　事　名	妙法寺川改修工事その15

契約変更後の工事概要
　施工延長　L=25m
　護岸工　　1式

契約変更の理由

・当初より、工事区間直下には地下鉄構造物があることを把握していたが、着工後に河床下を掘削した結果、想定していなかった地下鉄施工時の残置物が多数存在していることが判明した。地下鉄残置物が妙法寺川の改修にもたらす影響を明らかにするため、残置物調査工が増工となる。また、今後は地下鉄残置物の状況を考慮した上で妙法寺川の改修を進めることとなったため、改修計画の大幅な見直しが必要となり、護岸工が減工、護岸改修検討業務が増工となる。
・地下鉄残置物の影響により、当初計画していた副断面での完成は困難となったため、暫定河床コンクリートを施工する必要が生じ、河床コンクリート復旧工が増工となる。
・護岸工の減工に伴い、土工及び仮設工である薬液注入工、軽量鋼矢板工が減工となる。
・その他現地精査に伴い、数量に増減が生じる。

（公表様式第６号）